

不服申立に関する規則

(日本高等学校野球連盟)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「憲章」という。)第 30 条第 1 項に定める学生野球団体である公益財団法人日本高等学校野球連盟(以下「当連盟」という。)が行った決定または注意・厳重注意に対する不服申立について、その手続を定めることを目的とする。

(手続における通信手段)

第 2 条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、当連盟事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(規則の解釈)

第 3 条 この規則の解釈につき疑義が生じたときは、当連盟の解釈に従うものとする。

(代理および補佐)

第 4 条 当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。

2 当連盟は、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。

3 前項の当連盟の判断に対する独立した不服申立はできない。

(事務)

第 5 条 この規則による審査に関する事務は、当連盟事務局が行う。

(免責)

第 6 条 当連盟の役員および事務局員ならびに第 9 条で指名された担当者は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分などの手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第 2 章 不服申立に関する審査・決定

(不服申立ができる者)

第 7 条 不服申立をすることができる者(以下「申立人」という。)は、当連盟の決定により不利益を受けた者または当連盟より注意・厳重注意を受けた者とする。

(決定に関する不服申立)

第 8 条 当連盟の決定により不利益を受けまたは当連盟より注意・厳重注意を受け、憲章第 30 条第 1 項に基づき当該決定に対して不服申立をする場合には、申立人は、理由を付して、当連盟に不服申立書を提出しなければならない。

2 不服申立は、申立人が当連盟による決定、注意・厳重注意の通告を受けた日から 6 か月以内に行わなければならない。

(当連盟の決定に関する不服申立の審査)

第 9 条 当連盟の決定に関する不服申立の審査は、当連盟の理事会であらかじめ不服申立の担当に指名された者(以下「担当者」という。)で行う。

2 担当者は、必要があるときは、申立人その他関係者または関係校等に対して、書面による意見および証拠資料の提出を求めることができる。

3 担当者は、必要があるときは、決定を下した学生野球団体、申立人または関係者を聴聞することができる。

4 前 2 項の審査手続は、申立人の不服を判断する理事会に先立って実施するものとする。

5 不服申立に関与する当連盟の役職員および担当者は、審査過程で入手した事実について守秘義務を負う。

(当連盟の注意・厳重注意に関する不服申立の審査)

第 10 条 当連盟の注意・厳重注意に関する不服申立の審査は、当連盟が定める注意・厳重注意および処分申請等に関する規則第 1 章から第 3 章を準用する。ただし、同規則第 11 条第 3 項および第 4 項ならびに第 13 条第 2 項を除くものとする。

(不服申立に対する決定の通知・通告)

第 11 条 当連盟の決定に関する不服申立に対する決定について、当連盟は、申立人に対し、適宜の方法で通知し、理事会に通告する。

2 当連盟の注意・厳重注意に関する不服申立に対する決定について、当連盟は、注意・厳重注意および処分申請等に関する規則第 11 条第 2 項および第 12 条に準じて、通知・通告する。

第 3 章 日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立

(日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立)

第 12 条 この規則に基づき当連盟が下した不服申立に対する決定に対して不服ある場合には、申立人は、日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立ができる。

2 日本スポーツ仲裁機構における仲裁申立については、スポーツ仲裁規則に従う。

附則

(施行日)

第 13 条 本規則は平成 29(2017)年 2 月 27 日から施行する。

以上